

令和2年度

業務（起工）設計書

業務名 琴浦町タブレット型端末購入業務

業務場所 琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町タブレット型端末購入業務
仕様書

令和2年10月

琴浦町総務課

1 業務名称

琴浦町タブレット型端末購入業務

2 納入期限

令和2年12月25日まで

3 業務の内容

本仕様書は、タブレット型端末15台及び付属品を購入するもの。

4 品目及び数量

タブレット型端末（タッチペン含む）	15台
保護ケース	15個
液晶保護用ガラスフィルム	15枚
機器初期設定	15台

5 機器性能及び構成

本業務で購入しようとする機器を以下に示すものとし、規格・性能を満足するものを選定すること。

項目	性能等
モデル名称	iPad Pro Wi-Fi モデル
OS	iPadOS
ストレージ	128GB 以上
画面	12.9 インチ 解像度 2,732 x 2,048
対応無線規格	無線 IEEE 802.11 a/b/g/n/ac
Bluetooth	Bluetooth5.0
カメラ機能	インカメラ・アウトカメラ
外部接続端子	USB-C コネクタ×1
バッテリー	充電式バッテリーを内蔵すること
タッチペン	Apple Pencil（第2世代）
付属品ほか	タブレットに対応した保護ケース タブレットに対応した液晶保護用ガラスフィルム タブレットに対応した充電器 1年以上の製品保証があること

6 納入要件

- (1) 琴浦町が指定するアカウント名およびパスワードを取得した後に機器の初期設定を実施、使用できる状態まで動作確認を行い納入すること。
- (2) タブレット型情報端末に対応した液晶保護用ガラスフィルム及び保護ケースをセットした状態であること。
- (3) 保護ケースの裏面に琴浦町指定する機器番号等の情報をラベルシールへ印字して貼付すること。
- (4) 納入の際に発生した梱包材等については、受注者が持ち帰り適正に処分すること。

7 納入場所

琴浦町役場総務課（琴浦町大字徳万 591 番地 2）

8 支払条件

納入が完了した時は、完成及び設定の内容を明らかにする資料をもって、検収を依頼すること。

検収が完了した後、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、町へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が（1）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (3) 本仕様書に記載の無い事項については琴浦町・受注者双方が協議した上で決定する。また、業務期間中に疑義が生じた場合は速やかに琴浦町と協議を行う。

10 連絡先

琴浦町役場総務課 電話：0858-52-2111 ファクシミリ：0858-49-0000

内 訳 書

規格

商 品 名	数 量	単 価	金 額
iPad Pro wi-fiモデル	15		
Apple Pencil (第2世代)	15		
保護ケース	15		
液晶保護用ガラスフィルム	15		
初期設定等諸経費	15		
合 計			
消費税			
合計			